

# 法改正情報テストページ

2025 年改正 | 高年齢者雇用安定法

2025 年以降の改正予定について簡単に解説します。

高年齢者雇用安定法による 65 歳までの雇用確保義務についての経過措置が終了することから、2025 年 4 月 1 日以降は継続雇用を希望する労働者全員を 65 歳まで雇用することが義務化されます。

またそれに伴い、同じく 2025 年 4 月 1 日以降は、高年齢雇用継続給付について改正が決まっており、これまで賃金の「最大 15%」が支払われていた給付が、「最大 10%」に縮小されます。人手不足が叫ばれている中、高齢者の活躍も求められているといえるでしょう。